

令和5年4月3日

保護者 様

愛知県立岡崎北高等学校長 大石 益美

教育活動の実施等について

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症に係る対応として愛知県教育委員会から示されている「教育活動の実施等に関するガイドライン」が、令和5年4月1日に改訂されました(<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/454774.pdf>)。本校においては、引き続き手洗いや換気を行い、3密を避けるなどの対策を講じた上で、教育活動時における対応を下記のとおり変更いたしますので、よろしくお願ひします。

なお、御家庭における登校前の検温や部屋の換気、手指の消毒などの感染症対策は引き続き実施されますようお願ひします。

本校における新型コロナウイルス感染症に係る出席停止は、下記の場合としますので、よろしくお願ひします。

記

1 マスク着用について

マスクの着用を求めないことを基本とする（マスクの着用を妨げるものではない）。ただし、混雑した電車・バスを利用する場合や、校外学習等において医療機関・高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、マスクの着用を推奨する。

2 「感染のリスクが比較的高い学習活動」について

「感染のリスクが比較的高い学習活動」（※）の実施にあたっては、活動の場面に応じて、以下に示すような一定の感染症対策を講じる。

※ 感染のリスクが比較的高い学習活動

- ・ 「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」
「一斉に大きな声で話す活動」 【各教科等共通】
- ・ 「児童生徒がグループで行う実験や観察」 【理科】
- ・ 「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」 【音楽】
- ・ 「児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」 【図画工作、美術、工芸】
- ・ 「児童生徒がグループで行う調理実習」 【家庭、技術・家庭】
- ・ 「組み合ったり接触したりする運動」 【体育、保健体育】

出典：「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(文部科学省)

- ・ 生徒が近距離での発声を伴う活動を行う際には、可能な限り少人数のグループでの実施とし、大声での会話を控える。また、触れ合わない程度の距離を確保し、対面にならないようにする。
- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行う。
- ・ 適宜CO2モニタにより二酸化炭素濃度を計測し、十分な換気が確保できていない場合は、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機などによる補完的な

措置を講じる。

- ・ 歌唱やリコーダー、鍵盤ハーモニカ等の演奏を行う際には、体の中心から前方1 m程度・左右 50cm 程度の距離を確保し、原則、向かい合っでの歌唱は控える。距離が確保できない場合にはマスクの着用を推奨する。
- ・ 実験や観察、実習において、共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保する。
- ・ 医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合は、参加を強制せずに、生徒や保護者の意向を尊重する。

3 昼食について

- (1) 生徒の間に一定の距離（1 m程度）を確保できない場合は、机を向かい合わせにしない。
- (2) 「黙食」の必要はないが、食事中は大声での会話を控えるよう指導する。

4 儀式的行事、運動会、文化祭等の学校行事について

- (1) 体育館等の屋内で実施する場合は、気候上可能な限り、窓や扉を開放して行う。また、可能な範囲で会場の椅子の間隔を空けるなど、触れ合わない程度の距離を確保する。
- (2) 国歌・校歌等の斉唱時などは、体の中心から前方1 m程度・左右 50cm 程度を目安とした距離を確保する。確保できない場合は、マスクの着用を推奨する。
- (3) 来賓や保護者等については、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、感染対策上での参加人数の制限は必要ない。また、感染対策上での実施内容の精選や時間の短縮についても必要ない。

5 出欠席等について

次の場合には、「新型コロナウイルス対策用欠席理由届」「健康チェック表」を提出することにより出席停止扱いとし、欠席の扱いとはしないこととする。

- ・ 感染が判明した者
- ・ 感染者の濃厚接触者に特定された者
- ・ 学校で感染者と接触があった者のうち、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等の基本的な感染対策を行わずに飲食を共にした者等（濃厚な接触をした可能性がある者）
- ・ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状（※）がみられる者
※ 症状が軽微である場合等については、地域の感染状況や花粉症をはじめとする持病の有無など、個別の状況に応じて判断する。
- ・ 医療的ケア児や基礎疾患児について、医師によって登校すべきでないと判断された者
- ・ 感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等については、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する者

担当 教頭（彦坂、山口）

電話 0564-22-2536